

(附則別紙様式第三号)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	
うち、資本金及び資本剰余金の額	
うち、利益剰余金の額	
うち、自己株式の額 (△)	
うち、社外流出予定額 (△)	
うち、上記以外に該当するものの額	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	
うち、適格引当金コア資本算入額	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	
コア資本に係る調整項目 (2)	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	
うち、のれんに係るものの額	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	
適格引当金不足額	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	
前払年金費用の額	
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの の額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するもの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの の額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るものを除く。）		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するもの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するもの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある

場合に、その項目及び額を記載すること。

- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第三十七条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優

先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。

- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第三号に掲げる額をいう。
- j 「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第四十条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第一項及び第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十七年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で100であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（二十パーセント）を乗じた額（20）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた80を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額	20	80
うち、のれんに係るものの額	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第一項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第四十四条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第二項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第七十六条の二の三若しくは第七十八条の二の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、前払年金費用及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。
- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十五条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十六条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- e 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- f 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

(附則別紙様式第四号)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	
うち、資本金及び資本剰余金の額	
うち、利益剰余金の額	
うち、自己株式の額 (△)	
うち、社外流出予定額 (△)	
うち、上記以外に該当するものの額	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	
うち、為替換算調整勘定	
うち、退職給付に係るものの額	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	
うち、適格引当金コア資本算入額	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	
コア資本に係る調整項目 (2)	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	
適格引当金不足額	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	
退職給付に係る資産の額	

自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの の額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの の額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るものを除く。）		
うち、繰延税金資産		
うち、退職給付に係る資産		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十

五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

（１）コア資本に係る基礎項目

- a 「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。
- b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第五十二条第二号ロ又は持株自己資本比率告示第三十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とし、持株自己資本比率告示第三百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- e 「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第一項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項又は第二項

の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

h 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

i 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

c 「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項又は第二項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項又は第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第三号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第三号に掲げる額をいう。

- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第三号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第三号に掲げる額をいう。
- j 「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第二十八条第二項各号又は持株自己資本比率告示第十七条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十七年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で 100 であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（二十パーセント）を乗じた額（20）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた 80 を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額	20	80
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第一項又は第三項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第三十三条又は持株自己資本比率告示第二十二条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「退職給付に係る資産」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第二項又は第四項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は退職給付に係る資産の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第七十六条の二の三若しくは第七十八条の二の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同

項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する（銀行持株会社の場合、自己資本比率改正告示附則第十二条第三項及び第四項に規定するエクスポージャーについて同様とする）。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十四条又は持株自己資本比率告示第二十三条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十五条又は持株自己資本比率告示第二十四条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- e 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第一項又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- f 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第二項又は持株自己資本比率告示第二十五条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。